

国立大学法人東京農工大学における研究代表者等の人件費支出に係る実施規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(申請対象者)</p> <p>第4条 本制度を申請することができる者は、研究代表者等のうち、次に掲げる教員とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(PI 人件費充当額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定めるPI 人件費充当額は、対象研究費ごとに算出することとし、一の対象研究費から50万円以上 <u>(1万円未満切り捨て)</u> を計上することを要件とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(PI 人件費活用財源)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項第1号のインセンティブは、当該研究代表者等の希望により、国立大学法人東京農工大学職員給与規程に定める研究促進手当の支給及び研究費の配分又はそのいずれかにより付与する。</p> <p>(申請手続等)</p>	<p>本則</p> <p>(申請対象者)</p> <p>第4条 本制度を申請することができる者は、研究代表者等のうち、次に掲げる教員とする。</p> <p><u>(1) 国立大学法人東京農工大学組織運営規則第12条第1項に定める役員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(PI 人件費充当額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定めるPI 人件費充当額は、対象研究費ごとに算出することとし、一の対象研究費から50万円以上 <u>又はエフォート5%に相当する額 (1万円未満切り捨て) のいずれか低い額を下限として</u> 計上することを要件とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(PI 人件費活用財源)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項第1号のインセンティブは、当該研究代表者等の希望により、国立大学法人東京農工大学職員給与規程に定める研究促進手当の支給及び研究費の配分又はそのいずれかにより付与する。<u>ただし、第4条第1項第1号に定める役員に対するインセンティブは、研究費の配分に限る。</u></p> <p>(申請手続等)</p>	<p>令和5年度本格運用に向けた制度改善のため。 別紙「改善案」No.1参照</p> <p>令和5年度本格運用に向けた制度改善のため。 別紙「改善案」No.2参照</p> <p>令和5年度本格運用に向けた制度改善のため。 別紙「改善案」No.1参照</p>

<p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 研究代表者等は、本制度の承認を受けた申請内容を変更することはできない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(研究代表者等の責務)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(活用実績の報告)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>別記様式(第8条関係)</p> <p><u>様式1</u></p> <p>[別紙参照]</p> <p>(様式は省略)</p>	<p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 研究代表者等は、本制度の承認を受けた申請内容を<u>取下げ又は</u>変更することはできない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p><u>(産官学連携奨励費との併用の禁止)</u></p> <p><u>第9条 本制度の適用を受ける研究代表者等は、人件費を充当する年度を算出根拠とする産官学連携奨励費について、その全額を配分対象外とする。</u></p> <p><u>2 産官学連携奨励費の配分を受けた研究代表者等は、その算出の根拠となる年度に係る、前条第1項に定める申請は行えないものとする。</u></p> <p>(研究代表者等の責務)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(活用実績の報告)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>別記様式(第8条関係)</p> <p><u>様式1</u></p> <p>[別紙参照]</p> <p>(様式は省略)</p>	<p>令和5年度本格運用に向けた制度改善のため。 別紙「改善案」 No.3参照</p> <p>令和5年度本格運用に向けた制度改善のため。 別紙「改善案」 No.4参照</p> <p>令和5年度本格運用に向けた制度改善のため。 別紙「改善案」 No.4参照</p> <p>令和5年度本格運用に向けた制度改善のため。</p>
---	---	---

附 則 (令和5年4月1日教規程17号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(現行)

様式 1

令和〇年〇月〇日

PI人件費制度利用申請書

学 長 殿

部 局 長 殿

研究代表者等

所 属	〇〇研究院〇〇〇部門		
職 名	〇〇		
氏 名	〇〇 〇〇		
級号俸		年間給与額 (A)	〇〇〇〇万円

「国立大学法人東京農工大学における研究代表者等の人件費支出に係る実施規程」に基づき、外部資金からPI人件費の充当を希望し、以下のとおり申請いたします。

プロジェクト名 (プロジェクトコード) ※本制度の利用を確認、可なら□にチェック	人件費充当期間の エフォート (B)	人件費充当上限額 (C) ※ (A) × (B) ※ 万円未満切り捨て	希望するインセンティブ		
			研究促進手当	研究費	合計 ※上限は (C) / 2
<input type="checkbox"/> 〇〇〇〇 (〇〇〇〇)	%	万円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 〇〇〇〇 (〇〇〇〇)	%	万円	円	円	円
<input type="checkbox"/> 〇〇〇〇 (〇〇〇〇)	%	万円	円	円	円
合計	%	万円	円	円	円

※本様式に合わせて「エフォート申告書 (新規)」を提出すること。また同申告書に記載した内容との整合性に注意すること

※年間給与額は、申請時点における給号俸に応じて、別に定める早見表から記載すること

様式 1

令和〇年〇月〇日

PI人件費制度利用申請書

学 長 殿
部 局 長 殿

研究代表者等

所 属	〇〇研究院〇〇〇部門		
職 名	〇〇		
氏 名	〇〇 〇〇		
級号俸		年間給与額 (A)	〇〇〇〇万円

「国立大学法人東京農工大学における研究代表者等の人件費支出に係る実施規程」に基づき、外部資金からPI人件費の充当を希望し、以下のとおり申請いたします。

プロジェクト名 (プロジェクトコード) ※各財源におけるPI人件費制度利用の可否 を確認し、可なら□にチェック	人件費充当期間の エフォート (B)	人件費充当額 ※上限以内の金額を入力 ※上限 (C) = (A) × (B) ※万円未満切捨て	希望するインセンティブ		
			研究促進手当	研究費	合計 ※上限は (C) / 2
<input type="checkbox"/> 〇〇〇〇 (〇〇〇〇)	%	万円	万円	万円	万円
<input type="checkbox"/> 〇〇〇〇 (〇〇〇〇)	%	万円	万円	万円	万円
合計	%	万円	万円	万円	万円

※本様式に合わせて「エフォート申告書 (新規)」を提出すること。また同申告書に記載した内容との整合性に注意すること

※年間給与額は、申請時点における給与俸に応じて、別に定める早見表から記載すること

※共同研究費及び受託研究費を財源とする場合は、消費税留保額 (10%) を計上するため、予算からの差引額は「人件費充当額+消費税留保額 (10%)」となる

※PI人件費制度の利用年度における産官学連携奨励費は、全額配分対象外となる